

消費者スマイル基金第3回助成事業

法人格を有する消費者団体が臨時に行う消費生活相談または情報提供受付業務への 助成契約書

消費者団体（以下、「甲」という）と消費者スマイル基金（以下、「乙」という）とは、乙が甲に対して行う標記の助成金交付について、次の条項により契約を締結する。

（目的）

第1条 乙は、甲が行う消費生活相談または消費者からの情報提供受付業務を支援することを目的として、助成金を交付する。

（助成金）

第2条 本契約に定める助成金の額は、金 ， 円とする。

（助成金の交付）

第3条 乙は、本助成契約締結後、1か月以内に甲に助成金を交付する。

（助成金の目的外使用の禁止）

第4条 甲は、前条により交付を受けた助成金を、本助成対象業務以外の用途に使用してはならない。

（活動報告書）

第5条 甲は、次の活動報告書を指定の時期までに乙に提出する。

（1）助成対象となった費用の支払いを証する資料

（2）助成対象となった事業で受付けた相談又は情報提供の概要（受付年月日、受付方法、相手方事業者の事業種別、トラブルの概要、助言等の内容）を一表にまとめた資料

（3）プライバシーポリシーに関する掲示の写し

（4）受け付けた情報の中から、特徴的な事案、注意喚起のために広く知らせたい事案等についての記事（個人名及び事業者名は除く、A4版1枚程度）

（報告の徴収）

第6条 乙は、必要に応じ相談または情報提供受付業務の実施状況について、甲から報告を求めることができる。

（助成決定の取消）

第7条 甲が各号の一に該当する場合は、乙は助成の全部又は一部の決定を取り消すことができる。

(1) 助成対象となった事業を行わなくなったとき

(2) 本助成契約に違反したとき

(助成金の返還)

第8条 乙は、前条の規定により助成の全部又は一部の決定を取り消した場合であつて、すでに助成金を交付しているときは、甲に対し期限を定めてその取り消した部分の助成金の返還を求めるものとする。

2 甲は前項の規定により助成金の返還を求められた場合は、定められた期間内に当該助成金を返還しなければならない。

(消費者スマイル基金からの助成を受けている旨の表示)

第9条 甲は、自身の運営するウェブサイトにおいて、臨時の消費生活相談または消費者からの情報提供受付業務の費用の一部について消費者スマイル基金から助成を受けている旨を表示するものとする。

(情報の公表)

第10条 乙は、本件助成の実施状況に関し、乙のウェブサイト等で適宜公表できる。ただし、甲の守秘義務を侵さないものとする。

(協議)

第11条 この契約に疑義が生じた場合またはこの契約に定めのない事項が生じた場合は、甲乙誠意を持って協議し、その解決にあたるものとする。

この契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各々1通を保管する。

2018年 月 日

(甲)

(乙) 東京都千代田区六番町15 主婦会館プラザエフ
特定非営利活動法人 消費者スマイル基金
理事長 阿南久